

文教委員会資料

所管事務の調査（報告）

令和6年度 公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資料

「経営改善及び連携・活用に関する取組評価（令和6年（2024）年度）」

参考資料1

令和6年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

参考資料2

令和6年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果
について

令和7年8月27日
教育委員会事務局

経営改善及び連携・活用に関する取組評価

(令和6(2024)年度)

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

経営改善及び連携・活用に関する方針			
法人の概要	<p>1 法人の事業概要 令和3(2021)年度から特別支援学校を加えた市立小学校・中学校・特別支援学校170校、約11万人のそれぞれの校種ごとの献立に必要な給食物資の調達に関する事業として、安全・安心で良質な食材を安定的・継続的に供給しています。また、学校給食費の管理に関する事業として、引き続き、令和2年度までの学校給食費に係る未納金の債権管理を行います。その他、学校給食実施に寄与する講習会や研究会等を開催する事業、学校給食の普及奨励に必要な事業等を行っています。</p> <p>2 法人の設立目的 事業を通して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与することを目的としています。</p> <p>3 法人のミッション 本市との委託契約により、給食物資の調達購入、物資代金の支払い等の業務を行うことを基本としています。市立学校の統一献立における物資の共同購入を行うことにより、安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に学校に供給し、学校給食事業の運営が円滑適正に実施されるよう努めています。また、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するために、「学校給食用物資規格基準書」(以下、「規格基準書」)に基づく厳密な品質の管理徹底、給食物資の各種衛生検査や給食物資の調査研究、物資加工工場の視察等を行うとともに、給食物資を通して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進していきます。</p>		
本市施策における法人の役割	<p>本市では、中学校給食の目指す姿として「健康給食」を定め、平成29(2017)年12月より中学校全校で完全給食を開始し、小学校においても「健康給食」の実施に向け、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進することにより、さまざまな経験を通じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育むことを目指しています。</p> <p>本法人は、本市との委託契約により、市立学校の学校給食に係る物資の調達業務を行っています。物資の価格だけでなく、国産食材を基本として様々な食材を使用し、味・品質・安全性等にも考慮するなど、本市の給食献立の方針に適した物資を選定するとともに、公益性の視点を持って納入できる業者を選定し給食物資を共同購入することにより、安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に供給し、保護者や学校運営の負担軽減を図っています。また、市と連携して学校給食に関する事業を行うことにより、本市施策における食育の推進に寄与する役割を担っています。</p>		
法人の取組と関連する市の計画	市総合計画上関連する政策等	政策	施策
		政策2-2 未来を担う人材を育成する	施策2-2-1「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進
	関連する市の分野別計画	かわさき教育プラン【H27～R7】 第4期川崎市食育推進計画【H29～R5】	
現状と課題	<p>1 現状 ・令和3(2021)年度からの学校給食費の公会計化により、学校給食費の徴収(令和3(2021)年度以降の学校給食費に係る未納分の債権管理を含む)及び給食物資の調達については、本市の事業となりました。 ・給食物資の調達については、本法人が本市と委託契約を締結し、受託事業として約11万食分の市立学校の統一献立における物資の共同購入を行うことにより、安全・安心で良質な給食物資を安定的に供給しています。今後においても、学校給食事業の円滑な運営に積極的に関わっていくために、物資の規格管理、衛生管理や情報提供、業者指導の徹底が必要です。 ・令和2(2020)年度までの学校給食費に係る債権については、引き続き、本法人が未納金の回収を行います。再三の催告にもかかわらず、所在不明、破産等のやむを得ない事情により回収の見込みがない債権については、「公益財団法人川崎市学校給食会債権管理規程」に基づいた債権放棄を行うなど、適切に管理しています。 ・学校給食実施に寄与する講習会、研究会等を開催する事業及び学校給食の普及奨励に必要な事業は継続して行っています。</p> <p>2 課題 ・給食物資の調達に関する事業については、今後も、本市の規格基準に適した安全・安心で良質な食材を安定的・継続的に供給していくという法人の公益的使命を達成していく必要があります。 ・学校給食費の未納の債権管理については、過年度分の債権となり、年度を追って回収が困難なものとなるため、本法人としては、催告状の発送や家庭訪問等を行い、より一層、未納の回収に努めていく必要があります。 ・これまでも効率的な執行体制を図るため、給食管理システムの導入や電子データの積極的な活用等業務改善に努めてきましたが、今後もより効率的な業務執行に努めていく必要があります。</p>		
取組の方向性	<p>1 経営改善項目 ・本法人は自主財源の確保や経常利益を上げることを目的としておりませんが、今後もコスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、経費の節約を行うことで、安定的・継続的な事業運営を推進してまいります。なお、令和2(2020)年度までの学校給食費の未納金について、回収した未納給食費は市に譲渡することとなります。引き続き学校訪問等により状況を把握し、催告状の発送や家庭訪問等により、回収に努めてまいります。 ・本法人は、給食物資の調達等、年間約50億円の事業を担っている公益財団法人であるため、事業の推進に当たっては、引き続き複数のチェック体制の構築が図れるよう、代表理事と業務執行理事の承認のほか、公認会計士の定期指導時に通帳の照合や会計伝票等のチェックを重点的に行いながら、正確で透明性のある会計処理を行ってまいります。 ・公益財団法人職員としての資質向上を図るため、法人職員対象の研修会への参加、内部研修会を開催し、コンプライアンス意識の向上を図ることを目的に、定期的にサービスチェックシートによる自己検証を行います。</p> <p>2 連携・活用項目 ・今後も、本市の給食運営の方針に沿った安全・安心で良質な給食物資を安定的に供給するために、規格衛生検査の実施、物資選定に伴う食品成分表、配合内容表の提出を業者に求めていきます。また、学校や学校給食センターからの物資に関する連絡に対しては、給食提供前に速やかに交換、代替品等に対応していくとともに、業者指導を徹底し、学校給食事業の円滑な運営に寄与してまいります。 ・給食に関わる研究協議会や新製品展示会の開催、給食会だより等の発行、給食食材を活用した食育事業等により、市と連携して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育活動を推進していきます。</p>		

本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

4か年計画の目標

(施策推進に向けた事業計画)

・安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に学校に供給し、学校給食事業の運営が円滑適正に実施されるよう努めます。また、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するために、規格基準書に基づく厳密な品質の管理徹底、給食物資の各種衛生検査や給食物資の調査研究、物資加工工場の視察等を行うとともに、給食に関わる研究協議会や新製品展示会の開催、給食会だより等の発行による情報提供、給食食材を活用した食育事業等を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、市民生活に寄与します。

(経営健全化に向けた事業計画)

・今後もコスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、収支相償・収支均衡を意識した、安定的・継続的な事業運営を推進してまいります。

(業務・組織に関する計画)

・正確で透明性のある会計処理の確保、公益財団法人職員としての資質やコンプライアンス意識向上等の取組を推進し、法人組織体制の強化を図ってまいります。

1. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	現状値 (令和3 2021年度)	目標値 (令和6 2024年度)	実績値 (令和6 2024年度)	単位	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の 方向性 (※4)
①	安全で安心な給食物資の 安定的・継続的な供給	給食停止等の発生件数	0	0	0	件	a	B	I
		学校給食用物資納入業者登録数	28	28	25	社	c		
		物資の交換等による対応数	90	81	80	件	a		
		食中毒発生件数	0	0	0	件	a		
		事業別の行政 サービスコスト	本市財政支出 (直接事業費)	5,403,734 (5,403,734)	5,873,078 (5,873,078)	6,283,002 (6,283,002)	千円	2)	
②	成長期における児童生徒の 健全な食生活に関わる 食育の推進	食育教材を活用した学校数	2	114	116	校	a	A	I
		食育教材を視聴した児童の理解度	95	88	98	%	a		
		事業別の行政 サービスコスト	本市財政支出 (直接事業費)	-	-	-	千円		

2. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	現状値 (令和3 2021年度)	目標値 (令和6 2024年度)	実績値 (令和6 2024年度)	単位	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	安定的・継続的な事業運営	正味財産の推移	25,157	23,144	28,971	千円	a	A	I
		経常収支比率	99.9	100	100	%	a		

3. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	現状値 (令和3 2021年度)	目標値 (令和6 2024年度)	実績値 (令和6 2024年度)	単位	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	公益法人会計基準に則った会計処理	公認会計士による定期的なチェックの履行率	100	100	100	%	a	A	I
②	職員の資質向上に向けた取組	法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催	17	17	21	回	a	A	I
		服務チェックシートの正答率	-	100	100	%	a		

(※1)【a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1. 実績値が目標値の100%未満、2. 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3. 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4. 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【I. 現状のまま取組を継続、II. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、III. 状況の変化により取組を中止】

法人及び本市による総括

【令和5(2023)年度取組評価における本市の総括コメントに対する法人の受止めと対応】

・本法人の使命は、1日約11万食を提供する学校給食において、毎日安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に供給していくことであり、自主財源の確保や収益を目的とした事業展開はありませんが、コスト意識を持った効率的、かつ、合理的な事業執行と安定的・継続的な事業運営に努めました。

・年間約60億円の給食物資の調達を担う公益財団法人であるため、事業の推進にあたっては正確で透明性のある会計処理を行うとともに、法人組織体制を強化するため、コンプライアンスの徹底、コミュニケーション能力の向上と情報共有に努めました。

・給食物資が原因となる給食提供の停止や食中毒事故等を発生させることなく、川崎市の学校給食事業の円滑、かつ、適正な実施に努めました。また、次期登録選定を視野に新規参入しやすいよう納入業者の指定のあり方や規格基準書の見直しなどの条件整備について検討するとともに、事業者への安全衛生指導や契約履行の確認を徹底しました。

・食育では、給食物資に関する食育教材をGIGA端末の活用などでより多くの学校に展開し、また、アンケートの実施により事業の内容の検証・調査研究を進め、成長期における児童生徒に必要な「食」に関する知識を広める取組を推進しました。

【令和6(2024)年度取組評価の結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など】

・本法人の事業は、1日約11万食にも及ぶ本市の学校給食において、毎日安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に供給していくという公益的使命を達成することが大前提となっております。現在も、給食物資が原因となる給食提供の停止や食中毒事故等を発生させることなく、安定的、かつ、円滑な学校給食運営が行われています。

・引き続き、次期登録選定を視野に納入業者が新規参入しやすい条件整備を市と連携して検討するとともに、学校等に給食物資が納入されるまでの安全性の確保に向け、納入業者への事前指導、指導後の再発防止策の進捗や履行状況の確認をより一層徹底し、本市の学校給食事業の円滑で適正な運営に寄与していくことを期待します。また、令和5(2023)年度に判明した産地偽装の事案を受け、納入業者に対し、改めて規格基準の遵守を周知・徹底するとともに、法令遵守の意識向上に向けた研修を実施するなど、再発防止の取組を期待します。

・児童生徒の食育の推進については、令和7(2025)年度は、新たな取組として、お米を題材とした教材を活用するなど、成長期における児童生徒に必要な「食」に関する知識を広く発信していくことを期待します。

・本法人は自主財源の確保や経常利益を上げることを目的としていませんが、今後もコスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、安定的・継続的な事業運営に努めるものと考えています。

・給食物資の調達等、年間約60億円の事業を担う公益財団法人であるため、事業の推進に当たっては、引き続き、正確で透明性のある会計処理を行い、公益財団法人職員としての資質やコンプライアンス意識の向上等につながる取組を推進し、組織体制の強化が図られることを期待します。

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

1. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和6(2024)年度)

事業名	安全で安心な給食物資の安定的・継続的な供給
計 画 (Plan)	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・本法人は市立学校170校、約11万人のそれぞれの校種ごとの統一献立における給食物資の共同購入を行うことにより、安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に供給することで、川崎市立学校の給食提供の一翼を担っています。 ・給食物資の安全面では、委託仕様書における規格基準書に基づき、必要物資を登録業者に提示し、入札及び物資選定委員会において、この基準に合格した食材を学校に提供しています。 ・野菜や果物が一部傷んでいたものや物資に梱包材が混入していたもの等、学校や学校給食センターから納品された食材の不具合に関する連絡を受け付け、直ちに状況を確認し、必要に応じ、給食提供前に速やかに交換、代替品等により対応しています。指摘のあった物資の納品業者には、その発生原因の解明と改善策を提出させ、再発の防止に努めています。 ・給食物資が起因の食中毒の事故を防止するため、食材の細菌検査、残留農薬検査等必要な衛生検査を一般検査機関に依頼し、実施しています。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、入札及び物資選定委員会を開催することにより、安全・安心で良質な給食物資の供給を目指します。 ・学校給食用物資納入業者登録数については、競争性を保ちつつ、今後も登録業者が規格基準書に定める物資を、本市の学校給食に支障なく納品できる体制を維持するため、現登録業者の運営体制をチェックするほか、新規登録希望業者へも「学校給食用物資納入業者指定登録基準」に合格し、現登録業者と同様の対応ができるか慎重に選考していきます。 ・物資の交換による対応は、今後も一定程度発生していくものと考えておりますが、製造過程から学校納入までの安全性の確保に向け、納品業者への事前の注意喚起や再発防止に対する指導を徹底し、指摘のあった物資の納品業者に対しては、その発生原因の解明と改善策を提出させ、改善策の履行状況を確認することで再発の防止に努めていきます。 ・食材の細菌検査、残留農薬検査等必要な衛生検査を、検査機関に依頼することで、給食物資が起因となる食中毒の発生を未然に防いでいきます。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・【指標1関連】給食物資について、8月を除く毎月開催する入札及び物資選定委員会において、市が示す「学校給食用物資規格基準書」に基づいた食材を選定し、質と安全性を確保した上で、統一献立における共同購入を行うことにより、安全・安心で良質な給食物資を学校に提供します。 ・【指標2関連】現登録業者の運営体制のチェックや新規登録を希望する事業者を新たに募り、随時に新規参入できる環境を整え、競争性を保ちつつ、今後も登録業者が規格基準書に定める物資を市立学校の給食に支障なく納品できるよう努めます。 ・【指標3関連】給食物資の製造過程から学校等に納入されるまでの安全性の確保に向け、事業者への指導を徹底するとともに、指摘した事業者に対し発生原因の解明と改善策を提示させるなど、再発防止に向けた取組に努めます。また、事業者に対し、製造過程が原因による物資の回収や交換等に適切に対応するよう促すとともに、市健康福祉局とも情報共有し、危険な異物混入等不適格な物資を納品した事業者に対しては、市健康福祉局と合同で調査を実施します。 ・【指標4関連】食材の腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌等の微生物検査、保存料や着色料等の理化学検査を検査機関に依頼、実施し、給食物資の安全性の確保に努めることで、給食物資が起因となる食中毒発生を防ぎます。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<ul style="list-style-type: none"> 【指標1関連】 <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約の仕様書に基づき、質と安全性を確保しながら、市立学校の統一献立における給食物資の共同購入を行いました。また、物資選定委員会等で決定された物資は、給食会から各学校へ情報提供し、納品された物資が規格基準のとおりかを確認するよう周知を図りました(例えば、生肉であれば、チルド、鮮度、悪臭、色味、カットの大きさなど)。 【指標2関連】 <ul style="list-style-type: none"> ・経営や資金の運営状況、職員体制等のヒアリング、配送シフトや運行状況についてのヒアリングなどを行い、運営体制のチェックを行いました。 ・新規登録を希望する事業者による電話での問合せに対して丁寧な説明を行いました。令和6・7年度学校給食用物資納入業者に関して登録申請の受付を行った令和5(2023)年度に、入札参加実績のなかった納入業者3社から更新辞退の申し出があったことから登録数は3社減少し、25社となったことを踏まえ、次期業者登録選定を視野に、一部の食材の納品日に関する規格基準書の見直しを行うとともに、新規参入しやすいよう納入業者の指定のあり方について課題を整理しました。 ・本年度は川崎市が求める規格基準書に定める物資を市立学校の給食に支障なく納品できる体制を維持しました。 【指標3関連】 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6(2024)年度は、規格基準書に合致していないサイズの物資の納品があった①豚肉、②豆腐について当該品目を納入した4社及び令和6(2024)年度に新たに仕入予定となっていた製造業者2社の合計6社の加工工場等を視察し、今後、市の学校給食に支障なく納品できる運営体制となっているかの確認や必要に応じて改善指導を行いました。 ・令和5(2023)年度に判明した学校給食で使用された豚肉の加工業者による産地偽装の事案を受け、学校給食用物資規格基準の遵守の徹底と、再発防止に向けた取組の一助として、令和6(2024)年8月には市健康福祉局(食品安全担当)の協力の下、納入指定業者に対して、産地表示等の法令遵守への意識向上を目的とした研修会を開催しました。また、令和7(2025)年3月には市健康福祉局(食品安全担当)及び教育委員会事務局(健康給食推進室)の協力の下、パン組合、豆腐協会の、食肉組合を対象に、法令遵守への意識向上や異物混入対策を目的とした研修会を開催するなど、再発防止に努めました。 ・学校や学校給食センターでの検収時に物資に関する指摘があった際には、給食実施に支障が出ないよう、速やかに学校給食用物資納入業者と連携しながら、交換等の適切な措置を講じ、その都度、発生原因の解明と改善策を記載した報告書を提出させたほか、必要に応じて改善策のアドバイスや履行状況を確認するなど、再発防止に努めました。 【指標4関連】 <ul style="list-style-type: none"> ・給食物資が起因しての食中毒の事故を防止するため、過去の検査件数の実績等に基づき、市から、食材の大腸菌群、腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌、セレウス菌等の微生物検査については計109件以上の検査を、保存料や着色料、ヒスタミン等の理化学検査については計128件以上の検査を、それぞれ実施することを求められている中で、民間検査機関による助言を得ながら選んだ検査食品数48品目(市が実施する品目を除く。)を対象に、微生物検査を計113件、理化学検査を計113件、それぞれ民間検査機関に依頼・実施し、給食物資の安全性の確保に努めました。
----------------	--

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	給食停止等の発生件数	目標値	0	0	0	0	0	件
	説明	給食物資が原因となる給食提供停止等の発生件数						
2	学校給食用物資納入業者登録数	目標値	28	28	25	25	28	社
	説明	学校給食用物資の入札に参加するために登録された業者の数						
3	物資の交換等による対応数	目標値	90	90	86	81	78	件
	説明	学校や学校給食センターからの連絡により、物資の交換等の対応をした件数						
4	食中毒発生件数	目標値	0	0	0	0	0	件
	説明	給食物資が起因の食中毒発生件数						

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	c	
指標3 に対する達成度	a	
指標4 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

・計約11万食分の安全な給食物資を、日々、安定的に確保し、年度を通じて、全小学校(114校)、特別支援学校(4校)、中学校自校調理校(4校)、各学校給食センター(3箇所)に安定供給することで、給食物資が原因となる給食提供停止(指標1)や食中毒(指標4)を発生させることなく、各校における安全・安心な学校給食の提供と食材の安全性の確保に寄与しました。引き続き、安全・安心な給食の提供と食材の安全性の確保を実施します。

・令和6・7年度学校給食用物資納入業者登録数(指標2)は、登録申請の受付を行った令和5(2023)年度に入札参加実績のなかった事業者3社から更新辞退の申し出があったことから3社減少し25社でした。令和6(2024)年度は、次期登録選定を視野に、新規参入しやすいよう納入業者の指定のあり方や規格基準書の見直しなどの条件整備について検討しました。現在の登録数でも一定の競争性を担保し、安心・安全かつ持続的な物資供給を行う体制は確保できておりますが、今後とも、市と連携し、新規納入業者が参入しやすい環境づくりに努めていきます。

・物資の交換等による対応数(指標3)については、安全性を確保するため、給食実施に支障が出ないよう、丁寧かつ迅速に交換や代替品等による対応を行ったほか、全ての納入業者に対し、未然防止に向けた働きかけや注意喚起を徹底し、製造過程における物資の交換等が生じる事態を極力抑えられるよう努めました。また、納入業者に対し、規格基準の遵守徹底について、依頼・周知するとともに、市健康福祉局(食品安全担当)及び教育委員会事務局(健康給食推進室)の協力の下、法令遵守への意識向上を目的とした研修を開催するなど、再発防止に努めました。

達成状況	区分	区分選択の理由
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	B



行政サービスコスト		目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	5,403,734 (5,403,734)	5,843,392 (5,843,392)	5,863,685 (5,863,685)	5,873,078 (5,873,078)	5,845,065 (5,845,065)	千円
	説明	本市財政支出 (直接事業費)		実績値	5,403,734 (5,403,734)	5,725,637 (5,725,637)	6,120,653 (6,120,653)	
行政サービスコスト に対する達成度		2)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上					
法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)								
<p>・令和6(2024)年度も令和5(2023)年度に引き続き、円安や原油高による原材料の高騰が続いたため、多くの食材価格が上昇し、行政サービスコストは目標値の範囲を越えましたが、1食あたりの献立価格に大きな増額が生じないよう、市と調整し、物資の選定に努めました。令和6年(2024)年度は必要な財源について市から予算措置が講じられましたが、さらに物価高騰が続き、米や牛乳などの基本物資のほか、副食物資の値上がりも続いている中、今後も続く物価高騰等を見据え、令和7(2025)年度以降も安定的な給食物資の調達のためには、引き続き財源確保が必要であると考えます。</p>								

	区分	区分選択の理由
	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)	(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である

改善 (Action)		
実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
		I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

本市施策推進に向けた事業取組②(令和6(2024)年度)

事業名	成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進
計 画 (Plan)	
現状	・川崎市小学校給食教育研究協議会の開催、学校給食献立連絡調整会議への参加、川崎市PTA連絡協議会が主催する食育推進コンテストの後援、給食会だより等の発行と学校への配布、給食食材を活用した食育事業等を通して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育活動を推進しています。
行動計画	・食育関連事業を継続して実施することで、市施策における食育の推進の一助となるよう努めます。 ・給食物資納入業者等の協力のもと、小学生を対象とした給食物資に関する食育教材を市と連携しながら作成し、GIGA端末等を用いて、より多くの学校に活用してもらえるよう取組を進めていきます。また、教材を視聴した児童にアンケートを実施し、食育教材の成果と課題を検証します。
具体的な取組内容	・給食物資納入業者等の協力のもと、小学生を対象とした給食物資に関する食育教材を市と連携しながら作成します。食育教材の内容について、児童がより身近に感じることのできるよう、「地産地消」に対する理解促進につながるよう工夫します。 ・食育教材を小学校114校に紹介し、GIGA端末等を活用して視聴してもらいます。また、視聴した児童にアンケートを実施し、実施内容等の充実に向けた検討を進めます。 ・また、川崎市小学校給食教育研究協議会の開催、学校給食献立連絡調整会議への参加、川崎市PTA連絡協議会が主催する食育推進コンテストの後援、給食会だよりの発行等を実施します。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1・2関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛乳の地産地消や栄養についてまとめた動画を学校給食会と健康給食推進室で作成し、令和5(2023)年度と同様に雪印メグミルク株式会社の牛乳ができるまでを紹介した動画と共に、小学校114校、特別支援校2校の5年生児童11,376人にGIGA端末等を活用しながら視聴してもらいました。また、視聴した児童にアンケートを実施し、実施内容の理解度等も確認(8,991回答)しました。さらに、その効果を確認するために、実施前後の牛乳の残食率を計測し、今後の食育事業を推進する上での参考としました。 ・5年生を対象として令和7(2025)年度に実施する食育の教材として、県内の米生産者に取材した動画等の資料を収集し、県産米の特徴や地産地消、米の栄養などに関するGIGA端末用スライドシートや動画を作成しました。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市小学校給食教育研究協議会の開催、学校給食献立連絡調整会議への参加、川崎市PTA連絡協議会が主催する食育推進コンテストの後援、給食会だよりの発行と学校への配布等の事業を通して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育活動を推進しました。
----------------	---

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	食育教材を活用した学校数	目標値	2	7	24	114	114	校
	説明 食育教材を活用した学校数	実績値		7	27	116		
2	食育教材を視聴した児童の理解度	目標値	95	87	88	88	90	%
	説明 アンケートによる教材視聴者の理解度	実績値		98	98	98		

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満
指標2 に対する達成度	a	※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

令和6(2024)年度の食育事業については、令和5(2023)年度に引き続き、雪印メグミルク株式会社の協力のもと、県内産の牛乳を題材とした食育動画を小学校114校と特別支援校2校の5年生の児童1,1376名に視聴してもらい、全市で共通の教材を活用することができました。また、市と協力し、GIGA端末を活用した取組を行うことで、学校現場にも負担が少なく実施することができました。視聴後のアンケートも8,991名から回答あり、GIGA端末活用の成果が出ました。アンケート結果も「給食には地域の食材が使われていること」「神奈川県では多くの牛乳が生産されていること」「牛乳の栄養素について」に対し、「よくわかった」「だいたいわかった」との回答が約98%でした。また、動画視聴前後の牛乳の残食量について調査したところ、116校中、87校が減量という結果が出るなど食育の推進に寄与することができました。今後も多くの現場で負担なく取組ができ、児童にわかりやすい教材の作成を進め、食育推進に努めます。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A

行政サービスコスト		目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	-	-	-	-	-	千円
	説明 本市財政支出(直接事業費)	実績値		-	-	-		

行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上
----------------------	--

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

2. 経営健全化に向けた取組①(令和6(2024)年度)

項目名	安定的・継続的な事業運営
計 画 (Plan)	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、コスト意識を持った効率的な事務執行体制の構築を図るため、給食管理システムの導入や送金方法の見直し、電子データの積極的な活用等により業務改善に努めてきました。 ・令和2年度までの学校給食費の剰余分については、公会計化に伴い、学校給食運営基金の原資とするため、市に譲渡します。
行動計画	<p>今後もコスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、経費の節約を行うことで、収支相償・収支均衡を意識した安定的・継続的な事業運営を行い、正味財産が目標値を下回らないように維持してまいります。なお、令和2(2020)年度までの学校給食費の未納金については、必要に応じて学校訪問等により状況を把握し、催告状の発送や家庭訪問等により、引き続き回収に努め、回収した未納給食費は学校給食運営基金の原資とするため、市に譲渡します。</p>
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・経費節約を意識した効率的な事務執行を行うことで、正味財産を維持し、安定的・継続的な事業運営に努めます。 ・令和2(2020)年度までの学校給食費の未納金については、学校訪問等により状況を把握した後、催告状の送付や電話催告、家庭訪問等を行い、きめ細やかな取組により引き続き回収に努めます。なお、回収した未納給食費については、学校給食運営基金の原資とするため、市に譲渡します。 ・業務の効率化やペーパーレス化を推進するために、日常的な業務作業の見直しや作業手順の明確化を進めます。

実施結果 (Do)

経営健全化に向けた活動実績	<p>【指標1・2関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務運営費の多くの割合を占める人件費について、給食管理システムやメール等を活用し効率的な事務執行に努めた結果、勤務時間内に業務を終える等の対応を講じました。 ・以前は紙で印刷していた資料等は、引き続き電子データ化しました。 ・理事会の理事・監事の同意のもと、電子メールによる連絡体制を整え、開催通知や資料送付などの郵送料を削減しました。 ・消耗品費を必要最小限の購入に努め、軽減しました。 ・7月に新事務所に円滑に移転しました。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2(2020)年度までの学校給食費の未納金については、学校訪問等により状況を把握した後、電話催告を30件、家庭訪問を64件、催促状による入金催促を113件、催告状による最終通告を35件実施し、未納金の回収に努めました。令和6年度未納金回収額624,008円、債権放棄額872,790円
---------------	---

評価 (Check)

経営健全化に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	正味財産の推移	目標値	25,157	24,007	23,432	23,144	23,000	千円
	説明 コスト意識を持った効率的な事務執行による正味財産の維持	実績値		25,038	25,490	28,971		
2	経常収支比率	目標値	99.9	100	100	100	100	%
	説明 経常収益と経常費用の割合	実績値		100	100	100		

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

・理事会の運営に必要な事務連絡も全て郵送で行っていましたが、電子メールでの連絡体制が整ったことで、日程調整等の連絡調整も適時的確に行えるようにしました。
 ・コスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、経費節約や収支相償・収支均衡を意識した安定的・継続的な事業運営を行ったことで、「経常収支比率」は100%となり、「正味財産」も目標値を下回らないように維持することができました。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A	・コスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、経費節約や収支相償・収支均衡を意識した安定的・継続的な事業運営を行ったことで、「経常収支比率」は100%となり、「正味財産」も目標値を下回らないように維持することができたため。

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

3. 業務・組織に関する取組①(令和6(2024)年度)

項目名	公益法人会計基準に則った会計処理
計画 (Plan)	
現状	・本法人は、給食物資の調達や令和2年度以前の学校給食費の未納金の債権管理など、年間約50億円の事業を担い、その収支には複数の職員が関わって厳重なチェックも行い、常に代表理事と業務執行理事の決裁を受けています。給食物資に係る業者への支払い等は全て金融機関を通して行い、公認会計士による通帳の残高チェックも実施しています。また、日々の収支状況については、当会が導入している会計システムにより公認会計士がリアルタイムでチェックできる機能を備えています。
行動計画	・事業の推進にあたっては、引き続き複数のチェック体制の構築が図れるよう、代表理事と業務執行理事の承認のほか、公認会計士の定期指導時に通帳の照合や会計伝票等のチェックを重点的に行いながら、正確で透明性のある会計処理を行ってまいります。
具体的な取組内容	・事業の推進にあたっては、引き続き複数のチェック体制の構築が図れるよう、代表理事と業務執行理事の承認のほか、公認会計士の定期指導時に通帳の照合や会計伝票等のチェックを重点的に行いながら、正確で透明性のある会計処理を行ってまいります。

実施結果 (Do)

業務・組織に関する活動実績	【指標1関連】 ・日々の収支に係る会計伝票等は、複数人でのチェック、代表理事と業務執行理事による事業確認を確実に実施したほか、公認会計士による年12回の定期指導時に通帳の照合や会計伝票等のチェックを確実に履行し、正確で透明性のある会計処理を行いました。
---------------	---

評価 (Check)

業務・組織に関する指標		目標・実績	R3年度(現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	公認会計士による定期的なチェックの履行率	目標値	100	100	100	100	100	%
	説明 公認会計士による定期的なチェックの履行率	実績値		100	100	100	100	
指標1に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
・当法人においては、複数人によるチェックや公認会計士による定期的な会計確認の履行等を通じ、不正行為やコンプライアンスに反する事業等の未然防止に努めることで、令和6(2024)年度についても、不祥事案を1件も発生させることなく、正確で透明性のある会計処理としました。 ・公益法人認定法の改正に伴う新たな公益法人会計基準が令和7年度から適用されるための新会計基準に基づく変更点などについて、積極的に研鑽に努めました。								

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A ・会計処理に関しては、日頃から複数人の職員によるチェック体制を組み合わせながら処理し、公認会計士の定期指導時には通帳の照合や会計伝票のチェックを確実に履行するなど、正確で透明性のある会計処理が行われていたため。

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I ・引き続き、複数人によるチェックや公認会計士による定期的な会計確認を確実に履行することにより、適正な会計処理及び会計の透明性を確保するなど、不正行為等の未然防止に向けた取組を遂行します。 ・公益法人新会計基準への円滑な移行を進めるとともに、安定的かつ効率的な取組を継続してまいります。

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

業務・組織に関する取組②(令和6(2024)年度)

項目名	職員の資質向上に向けた取組
計 画 (Plan)	
現状	・公益財団法人職員としての資質向上を図るため、全国公益法人協会で行われている研修会に、月1回、各回2人を参加させています。また、職員の資質向上のための内部研修を実施しています。
行動計画	・公益財団法人に関する各種手続を理解することや、法人に関わる最新の情報を入手し迅速な対応を図ることは必要不可欠なことです。引き続き研修会への参加を図ることで、法人職員として必要な知識を習得し、資質の向上を図ります。また、研修に参加した職員が講師になり、他の職員に対してコンプライアンス等に関する研修を実施するなど、法人内部での人材育成についても推進していきます。コンプライアンスの推進に当たり、法人職員が留意すべき事項を再確認し、コンプライアンス意識の向上を図ることを目的に、定期的にチェックシートによる自己検証を行います。
具体的な取組内容	・全国公益法人協会等が開催する研修会に職員を派遣します。また、職員の資質向上のための内部研修を実施するとともに、物価動向については、随時、法人職員用に情報を取りまとめ、給食会職員に配布します。 ・不祥事防止の取組の一環として、各職員がサービスチェックシートを用いて法人職員として留意すべき法令や倫理に関する基本的な規範やルールを再確認することで、不祥事を未然に防止し、適正な職務遂行を行ってまいります。

実施結果 (Do)

業務・組織に関する活動実績	<p>【指標1関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国公益法人協会が開催する研修会に年11回、職員延べ22名を派遣しました。また、令和6(2024)年度は、内閣府、公正取引委員会をはじめ、様々な機関が主催する新しい公益法人制度改革、新会計基準及び組織ガバナンスに関するフォーラム、セミナー、講習会へ計4回延べ8名積極的に参加しました。 ・給食物資納入業者を対象に、健康福祉局、教育委員会事務局との3者合同で品質表示の適正化や異物混入事故の未然防止等に向けた研修会を2回実施し、外部講師による法令順守に関する説明等を共有しました。 ・サービスチェックシートを活用したコンプライアンス研修会を2回実施しました。 ・物価動向についての通年での自己研修1回分として、物価情報をとりまとめた資料を年間38号作成し、職員に配布・周知しました。 ・月別統計データについての通年での自己研修1回分として、1食単価情報をとりまとめた資料を毎月作成し、職員に配布・周知しました。 <p>【指標2関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不祥事防止の取組の一環として、各職員がサービスチェックシートを用いて法人職員として留意すべき法令や倫理に関する基本的な規範やルールを再確認できるよう、8月と12月の年2回実施しました。この結果、不祥事などを未然に防止し、適正な職務遂行に繋がりました。
---------------	--

評価 (Check)

業務・組織に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催	目標値	17	17	17	17	17	回
	説明 各種研修会への参加回数、内部研修会の実施回数	実績値		17	18	20	21	
2	サービスチェックシートの正答率	目標値	-	100	100	100	100	%
	説明 法人職員に対し実施するサービスチェックの正答率	実績値		-	100	100	100	

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

・令和6(2024)年度は、全国公益法人協会が毎年定例的に実施している研修や新しい公益法人制度改革等に関するフォーラムやセミナー等への参加、内部研修の実施等により、給食会職員としての資質向上を図ることができました。また、不祥事防止の取組の一環として、法人職員として留意すべき法令や倫理に関する基本的な規範やルールを再確認できるよう、年2回全職員にサービスチェックシートを用いて実施し、適正な職務執行につなげました。
 ・公益法人の制度改革が進む中で、令和7(2025)年度から導入される新会計基準への対応や公益法人としてのガバナンス向上が求められており、今後とも研鑽を積んでいきます。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A	・法人職員として必要な知識の習得及び資質向上につながる効果的な研修を年21回実施し、目標値を上回ったほか、各職員が年2回サービスチェックシートを用いて法人職員として留意すべき法令や、倫理に関する基本的な規範及びルールを再確認し理解したことにより、コンプライアンス意識の向上や適正な職務遂行に寄与したため。

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I

法人(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
---------	----------------	-----	-----------------

●法人情報

(1)財務状況

収支及び財産の状況(単位:千円)		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)					
	経常収益	5,408,665	5,744,606	6,135,762	6,305,370	
	経常費用(事業費)	5,400,963	5,732,291	6,122,197	6,282,821	
	経常費用(管理費)	11,449	11,380	12,423	18,545	
	うち減価償却費	1,271	1,135	1,135	1,346	
	当期経常増減額	△3,746	934	1,142	4,004	
	経常外収益			71	101	
	経常外費用	237,274	1,054	760	624	
	税引前当期一般正味財産増減額	△241,020	△120	453	3,481	
	当期一般正味財産増減額	△241,020	△120	453	3,481	
(指定正味財産増減の部)						
当期指定正味財産増減額						
正味財産期末残高	25,157	25,038	25,490	28,971		
貸借対照表	総資産	546,691	528,916	666,365	970,639	
	流動資産	541,676	520,472	659,519	962,855	
	固定資産	5,015	8,444	6,847	7,784	
	総負債	521,533	503,878	640,875	941,667	
	流動負債	520,401	499,115	637,012	938,939	
	固定負債	1,132	4,764	3,863	2,728	
正味財産	25,157	25,038	25,490	28,971		
指定正味財産	1,000	1,000	1,000	1,000		
一般正味財産	24,157	24,038	24,490	27,971		
主たる勘定科目の状況(単位:千円)		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
経常収益	事業収益	5,345,868	5,677,961	6,062,841	6,204,663	
経常費用	基本物資代金支出+副食物資代金支出	5,345,868	5,677,961	6,062,841	6,204,663	
総資産	特定資産	1,132	1,358	1,593	1,593	
総負債	有利子負債(借入金+社債等)					
本市の財政支出等(単位:千円)		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
補助金		4,732	4,204	4,091	11,800	
負担金						
委託料		5,403,734	5,740,197	6,120,652	6,283,002	
指定管理料						
貸付金(年度末残高)						
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)						
出捐金(年度末状況)		1,000	1,000	1,000	1,000	
(市出捐率)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
財務に関する指標		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
流動比率(流動資産/流動負債)		104.1%	104.3%	103.5%	102.5%	
有利子負債比率(有利子負債/正味財産)						
経常収支比率(経常収益/経常費用)		99.9%	100.0%	100.0%	100.1%	
正味財産比率(正味財産/総資産)		4.6%	4.7%	3.8%	3.0%	
経常費用に占める市財政支出割合 (補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常費用)		99.9%	100.0%	99.8%	99.9%	
経常収益に占める市財政支出割合 (補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常収益)		100.0%	100.0%	99.8%	99.8%	

法人コメント		本市コメント	
現状認識	今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど	
<p>・1日約11万食分の給食物資を一括購入することにより、品質の良い食材を安定的・継続的に供給するとともに、学校や学校給食センターへの確実な配達により、安全・安心な学校給食の一翼を担っています。調達方法も学校給食用物資納入業者による入札や物資選定委員会等により決定し、品質と安全性を維持しています。なお、経常収益・費用ともに前年度から増額となった主な要因として、今年度も前年度に比べ物価高騰により、給食物資費用が大幅に増加したことによるものです。</p> <p>・学校給食費の公会計化に伴い、令和2(2020)年度以前に本法人が徴収、管理してきた過年度の学校給食費未納金のうち、令和6(2024)年度中に回収した624千円については、川崎市への繰出額として「経常外費用」に計上し、協定に基づき川崎市へ譲渡しました。</p>	<p>・令和2(2020)年度以前の学校給食費の未納金について、各年度中に回収した未納金は、川崎市に譲渡することになりますが、引き続き、回収に努めます。</p> <p>・回収した未納金を、川崎市が受け入れ「学校給食運営基金」に積み立てることにより、正味財産は減少しますが、引き続き、コスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、収支相償・収支均衡を意識し、安定的・継続的な事業運営を行います。</p>	<p>・本法人は安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に調達するという公益的使命を果たすことで、1日約11万食にも及ぶ本市学校給食の根幹を支え、円滑な給食運営の実施に不可欠な法人です。しかしながら、本法人の事業内容は収益性がなく、基本財産も少額で運用収入による独立採算を求めることも困難であるため、引き続き、本市からの委託料及び補助金により、組織運営に必要な人件費や事務経費等を執行します。</p> <p>・今後も効率的・合理的な事務の執行により、安定的・継続的な事業運営の維持に努めてほしいと考えます。</p>	

(2)役員・職員の状況(令和7年7月1日現在)

	常勤(人)			非常勤(人)		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
役員	2	0	2	7	0	1
職員	4	0	0	6	0	1

【備考】

●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解

・理由

・今後の方向性

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**令和4年3月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和4年度～令和7年度）」**に基づく、令和6年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。

・本評価結果は、**上記方針に基づく3年目の評価**となるものであり、この間の物価やエネルギー価格の高騰など、**社会経済状況の変化が進む中においても各取組を推進し、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していくこと**で、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていくもの**となります。

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。

・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。

・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。

・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される「**行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会**」からの提言等を踏まえ、平成30年度に前記指針を「**出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針**」に改めました。当該指針において、**各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、方針に基づく取組の点検評価を実施していくこととしました。

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	(公財) 川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	(公財) かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	(公財) 川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	(公財) 川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	経営支援部金融課	川崎市信用保証協会
8		観光・地域活力推進部	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	(公財) 川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	環境局	総務部企画課	川崎未来エナジー（株）
12	健康福祉局	保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課	(公財) 川崎・横浜公害保健センター
13		長寿社会部高齢者在宅サービス課	(公財) 川崎市シルバー人材センター
14		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	(公財) 川崎市身体障害者協会
15	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	(一財) 川崎市母子寡婦福祉協議会
16	まちづくり局	総務部庶務課	(一財) 川崎市まちづくり公社
17		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
18		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
19	建設緑政局	グリーンコミュニティ推進室	(公財) 川崎市公園緑地協会
20	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
21		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
22	消防局	予防部予防課	(公財) 川崎市消防防災指導公社
23	教育委員会	健康給食推進室	(公財) 川崎市学校給食会
24		生涯学習部生涯学習推進課	(公財) 川崎市生涯学習財団

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことに主眼があるため**、その実施を担保する取組評価となっています。

・すなわち、取組評価シートにおいては、まず「法人の概要」、「本市施策における法人の役割」、「現状と課題」、「取組の方向性」を明確にし、「4か年計画の目標」を立て、「**本市施策推進に向けた事業取組**」と「**経営健全化に向けた取組**」、「**業務・組織に関する取組**」の**各視点**から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方は次頁以降参照）。

・なお、法人情報として、**各法人の収支と財産の状況、主たる勘定科目の状況、本市の財政支出、財務指標等も確認**できるようにしています。

《取組評価シートの様式イメージ》

The image displays the layout of the evaluation sheet, divided into several key sections:

- 経営改善及び連携・活用に関する取組評価 (令和6(2024)年度)**: The main title and header.
- 法人の概要**: A table for basic information including the legal entity name, management name, and business type.
- 本市施策における法人の役割**: A table detailing the role of the legal entity in municipal policies, categorized by business type (e.g., public utility, social welfare).
- 現状と課題**: A section for identifying current status and issues.
- 取組の方向性**: A section for defining the direction of future activities.
- 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組 (4か年計画の目標)**: A table for setting 4-year goals, categorized into:
 - 1. 本市施策推進に向けた事業取組 (Business activities for municipal policy promotion)
 - 2. 経営健全化に向けた取組 (Activities for operational soundness)
 - 3. 業務・組織に関する取組 (Activities related to business and organization)
- 計画 (Plan)**: A table for planning the activities, including the start/end dates and the responsible person.
- 実績結果 (Do)**: A table for recording the actual results of the activities.
- 評価 (Check)**: A table for evaluating the activities, including the evaluation criteria and the evaluation result.
- 改善 (Action)**: A table for recording the improvement actions based on the evaluation.
- 法人情報**: A detailed financial statement table showing the balance sheet and income statement for the legal entity, including items like assets, liabilities, and income.

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点								
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00

平均点(合計点÷指標の数)→ 3.00 2.67 2.00 1.33 0.33

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
 なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともに(－)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

※行政サービスコストに対する達成度について、実績値が目標値未満である方が、コスト面からは良いため、評価の良い順としては、1) から4) となる。

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。

なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標、事業別の行政サービスコストの目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標の目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

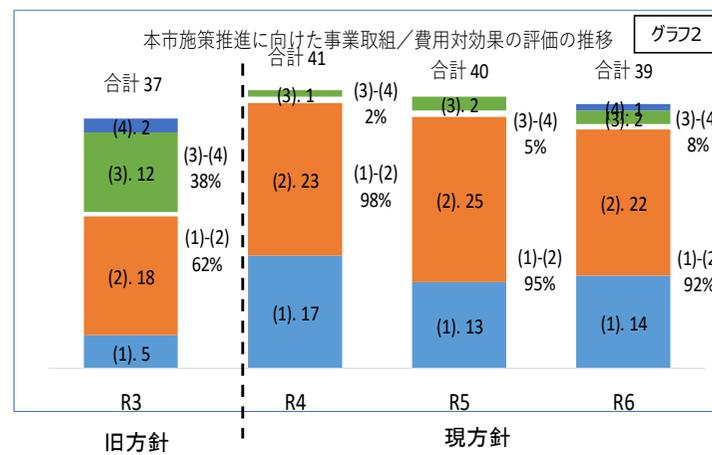
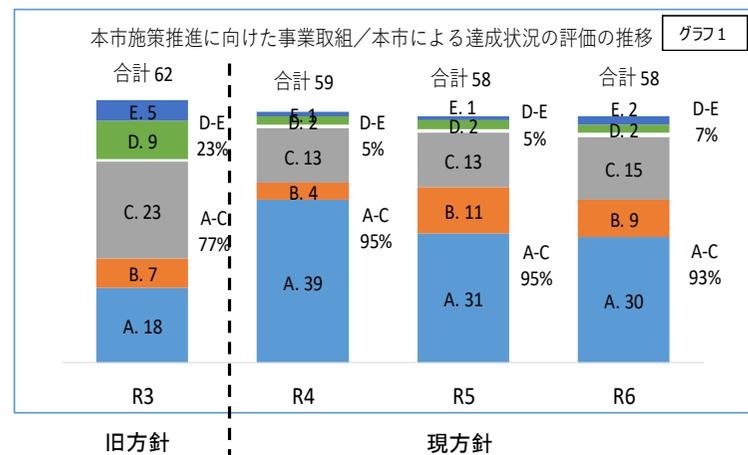
3 令和6年度 取組評価の総括

・本市施策推進に向けた事業取組（グラフ1）は、24法人で58件の取組（うち39件の取組が費用対効果（グラフ2）の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約93%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約92%と、**令和4年度の目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった**一方、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約7%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約8%と**目標未達となった課題のある取組も僅かに見られた**ところです。

・経営健全化に向けた取組（グラフ3）においては、30件の取組があり、**本市による達成状況の評価が全て「A、B又はC」となっており、経営面で一定の健全化が図られているものの、個別の指標では目標未達成の指標もあり、引き続き、物価高騰の影響など留意が必要**です。

・業務・組織に関する取組（グラフ4）については、36件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約97%、「D又はE」となったものが約3%と**概ね適正な状況を保持**しています。

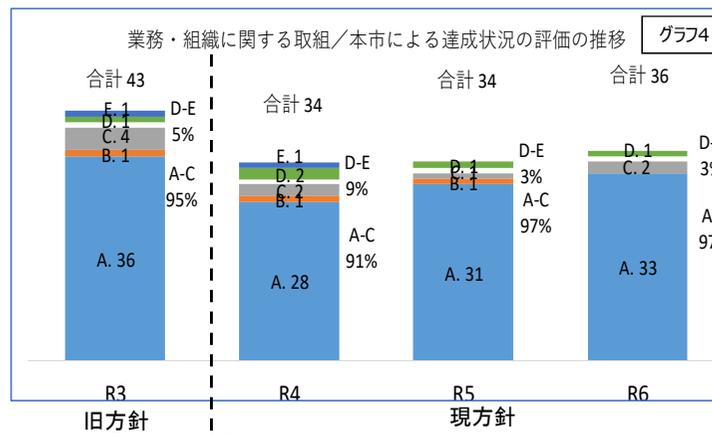
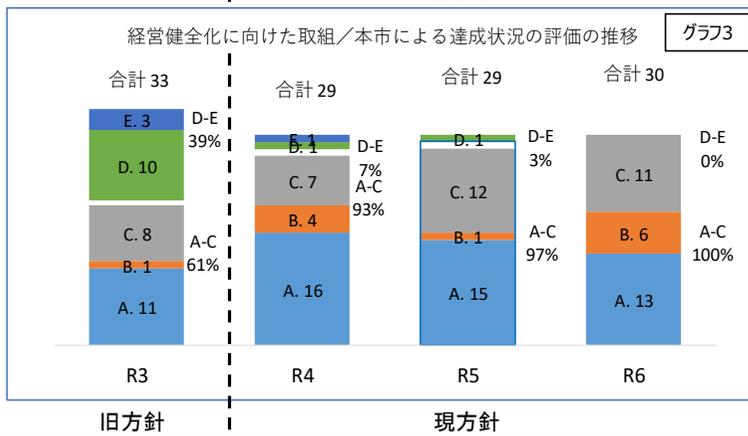
・令和6年度については、令和4年度、令和5年度と同様に**何れの取組においても一定以上の成果**があり、今後も引き続き、着実な各取組の推進が期待されます。一方で、**法人の設立目的はあるものの、今般の物価高騰の影響、また民間企業との競合が生じるなど法人の経営面に影響が生じていることから、法人の財務状況に引き続き留意しつつ、社会経済状況の変化や本市施策の進捗状況なども踏まえながら、出資法人が担う役割を改めて確認することが必要**である。



- ＜本市による達成状況の評価区分＞
- A. 目標を達成した
 - B. ほぼ目標を達成した
 - C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった
 - D. 現状を下回るものが多くあった
 - E. 現状を大幅に下回った

- ＜費用対効果の評価区分＞
- (1). 十分である
 - (2). 概ね十分である
 - (3). やや不十分である
 - (4). 不十分である

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり



令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

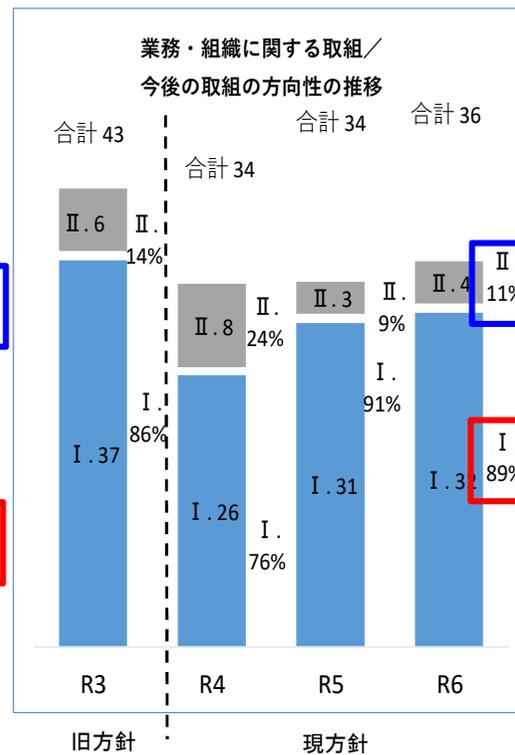
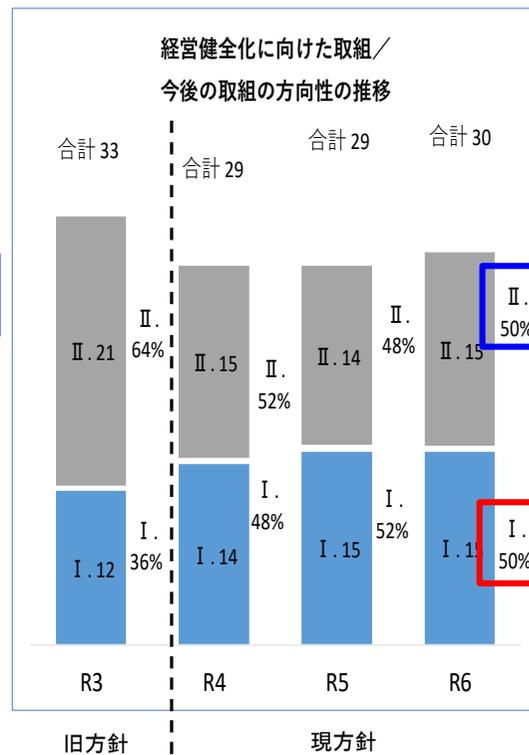
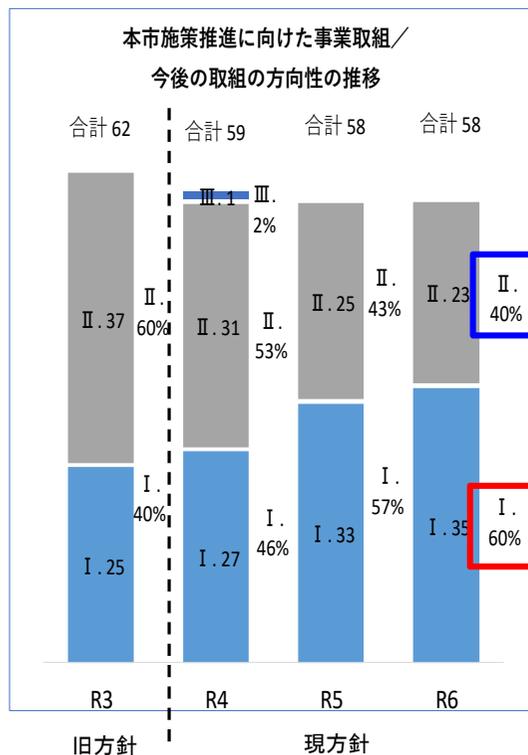
4 令和6年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

・下表の各取組において、令和6年度の今後の取組の方向性が「Ⅰ」となった約60%、50%、89%のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていくことが必要**です。

・各取組において、令和6年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となった約40%、50%、11%のものについては、**その要因を分析し、法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに、市としてもより緊密な連携を図っていくことや、社会状況等の変化により、法人としての役割の整理等を実施していくこと**も求められます。

・ただし、令和6年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**社会経済状況の変化により、関連する法人の経営計画に変更があったものや、令和6年度取組評価の状況を踏まえ一層の取組の推進を図るもの等**もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて目標値の変更を行うものとします。

※今回の評価において、川崎市生涯学習財団の「寺子屋先生養成事業」については、入札により事業の受託ができなかったことから、本事業のみ取組評価の対象外。



＜今後の取組の方向性区分＞

- Ⅰ. 現状のまま取組を継続
- Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続
- Ⅲ. 状況の変化により取組を中止

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

令和 7 年 8 月 4 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 出石 稔

令和 6 年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議
結果について

令和 7 年度第 1 回及び第 2 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 24 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 6 年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

別添

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用
に関する取組評価」の審議結果

令和7年8月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 取組全体の評価
- (2) 審議内容

3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、令和4年3月に本市主要出資法人等について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」（以下「連携・活用方針」という。）の令和6年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「連携・活用方針」に基づく3年目の評価となるものであり、評価全般に対し、この間の物価の高騰など、社会経済状況の変化が進む中においても取組の進捗状況を確認し、個別の評価については、方針策定時の現状を下回り、目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるものや、状況の変化により目標値の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「連携・活用方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に、令和4年度から令和7年度までの4か年を取組期間として、実施するものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の3つを取組の柱として、計124の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「連携・活用方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定めるPDCAサイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した124の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に

係る現状・行動計画・指標と4か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

(1) 取組全体の評価

ア 「本市施策推進に向けた事業取組」

市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものが約 93%、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが約 92% となっており、目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった一方、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものが約 7%、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが約 8% と、目標未達成となった課題のある取組も僅かに見られたところである。

イ 「経営健全化に向けた取組」

市による達成状況の評価が全て「A、B 又は C」となっており、経営面で一定の健全化が図られているものの、個別の指標では目標未達成の指標もあり、引き続き、物価高騰の影響など留意が必要な状況である。

ウ 「業務・組織に関する取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが約 97%、「D 又は E」となったものが約 3% と、概ね適正な

状況を保持していると認められる。

上記取組について、令和6年度は、令和4年度、令和5年度と同様に何れの取組においても一定以上の成果があり、今後も着実な取組の推進が期待されるが、一方で、法人の設立目的はあるものの、今般の物価高騰の影響、また民間企業との競合が生じるなど法人の経営面に影響が生じていることから、法人の財務状況に引き続き留意しつつ、社会経済状況の変化や本市施策の進捗状況なども踏まえながら、出資法人が担う役割を改めて確認することが必要と考える。

(2) 審議内容

ア 社会経済状況の変化による各事業・取組への影響について

＜本委員会の意見＞

物価やエネルギー価格の上昇、人手不足などの社会経済状況の変化により、出資法人の各事業・取組においても大きな影響が発生している中、経費の上昇に対して適切な対応を実施していくとともに、深刻化する人材確保の課題についても、広域的な視点や関係機関・行政との連携による対応の検討など、将来の持続的な取組を見据え、知恵を絞って対応していくことが必要と考える。

＜市の見解＞

「連携・活用方針」に基づく取組評価は、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に実施しており、目標未達成となった課題のある取組については、その要因分析を的確に行いながら、本市施策へ与える影響等も適切に把握するとともに、社会経済状況の変化等に伴う新たな対応については、市と法人が緊密に連携し、人材の確保・育成に向けた具体的な対策を講じるなど、改善に向けた取組が

必要と考える。

イ 出資法人における経営改革等の共有について

<本委員会の意見>

出資法人の経営にあたって、各法人における制度や分野、公共性と民間でのマーケットビリティの違いなどはあるものの、民間企業での経験やノウハウを各法人の経営改革やマネジメントに共有していくなど、法人間での好事例の横展開を行うことは必要であると考えます。

<市の見解>

本市の出資法人の形態は、公益財団法人から株式会社、一般財団法人、個別法に基づく法人とあり、設立目的や期待される役割・ミッション、また抱えている課題も法人ごとに様々な状況にあるものの、本市としては、出資法人の「自主的・自立的な経営」、「行政機能の補完・代替・支援」という2つの使命を踏まえつつ、法人運営の最適化や本市の施策の推進に向けた取組、ガバナンスの確保等に関する指導・調整とともに、法人の様々な取組事例や課題に関して共有化を図ることは、効率的・効果的な施策推進に寄与することから、様々な形での共有化の取組を実施していくことは重要であると考えます。

ウ 出資法人の存続意義等について

<本委員会の意見>

出資法人の「効率化・経営健全化」と市との「連携・活用」を図るため、毎年度、PDCAサイクルを着実に実施し、経営健全化の取組を適切に行っていくことは引き続き必要であるものの、法人の経営状況（指標）が「目標未達であること」のみをもって法人の存続意義を議論するのではなく、法人の設立目的やミッションが現在の社会経済状況に適切に対応できて

いるかなどの観点をもって、検討、確認していくことが重要と考える。

<市の見解>

出資法人は、独立した事業主体として高い専門性を持ちながら、多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することで、行政機能を補完・代替・支援するという役割が期待されているところであり、「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」においては、「連携・活用方針」に基づく点検評価により、著しく有効性及び効率性が低下し、状況が改善されない事業が把握された場合は、そのあり方や手法の見直し等を検討することとしている。

令和8年度を始期とする新たな「連携・活用方針」の策定に向けては、改めて、社会経済状況の変化や本市施策の進捗状況なども踏まえながら、「連携・活用指針」に基づき、出資法人が担う公共的な役割の妥当性等を検証し、法人の設立目的や存続意義等も含めて検討するとともに、取組の評価を行える指標等を改めて検討し設定する必要があると考える。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
<p>かわさき市民活動センターの市民活動推進事業について</p>	<p>・指標1「施設利用者数」について、目標値と実績値の乖離が毎年大きい。目標値はコロナ禍前の状況を考慮して設定しているとのことだが、法人コメントでは「コロナの影響もなくなりつつある中」とあるが、その状況下で実績値が伸び悩んでいることについて、原因の深堀りが必要ではないか。</p>	<p>・実績値が目標値に達しなかった理由としては、コロナ禍をきっかけに、コロナ禍前から施設を利用していた団体が活動を止めたり、オンライン利用に切り替えたことなどが主な理由の一つと考えています。このような状況を踏まえ、令和7年度については、事前の登録制の廃止、レイアウトの変更、中高生が使いたくなるフリースペースにするためのアイデア検討会を行うなど、これまで以上に市民が利用しやすく、魅力のある施設にすることにより利用者数を向上させる取組を実施しております。今後も改善を重ねながら、利用者数の増加に向けた取組を実施します。</p>
<p>川崎アゼリアの施設環境整備事業について</p>	<p>・指標3の通行者数の目標値の変更は、事業の進捗に合わせた上方修正ということによいか。</p>	<p>・通行者数の目標値の変更について、来街を誘引する立ち寄りやすい雑貨店を誘致した他、新アゼリアカードの発行に伴う10倍ポイントキャンペーンや広場等を利用した短期催事・イベントの開催など、誘引施策の展開による取組の進捗を踏まえ、直近4年で最高値である令和6年度実績値を令和7年度の目標値とするものです。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・指標 2 の CO2 排出量は逡減化しているが、令和 7 年度の目標値を実績を踏まえ変更（排出量を下げる）したほうがよいのではないか。 ・令和 7 年度の行政サービスコストを増額変更（修正）しているが、その主な理由は何か。令和 6 年度実績程度に収めるなど、企業対応では困難か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・CO2 排出量について、空調機設定温度等の調整など環境に配慮した施設維持の取り組みを続けており、直近 4 年間の最高値である令和 6 年度実績値を令和 7 年度の目標値に変更します。 ・行政サービスコストの令和 7 年度の増額について、公共地下歩道の性質と障害者福祉への観点から、アゼリア地下街への点字ブロック設置等に関して、市が財政的負担を行い、アゼリアが整備を行うことから、同額分変更するものです。
<p>川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部顧客への利用料金の値上げにより、経営面で改善されたと思われるが、場内事業者への利用料金への見直しの実施の見通しについて、その取組効果を踏まえどのように考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・場内事業者に対する利用料金についても、令和 6 年度中に顧客と交渉を継続し、令和 7 年 4 月から改定するなど、全ての事業者に対する利用料金の値上げを行いました。今後も、電気料金をはじめとする諸物価、人件費等の上昇傾向が継続する場合には、売上高の維持・向上の取組に加えて、サービス提供原価に見合った利用料金の再改定を検討していく必要があると考えています。

<p>川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱量や稼働率の目標未達が続く中（特に北部市場水産物部の取扱量が減は顕著）で、長期借入金の完済や市への減免申請の取り止めといった経営健全化に向けた取組の効果は認められる一方、今後の実績値向上に向けては、場外事業者の利用増加など着実な取組の推進をしながらも経費の削減に努めるとのことであるが、現体制の維持を前提としているのであれば、簡単な話ではないのでは。 ・将来の市場機能更新に係る対応の前提となるそもそもの市場機能のあり方も見据え、経常利益の確保が必須となる中で、今後の取組の実現性についてどのように考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北部市場の機能更新において、冷蔵設備の主な利用者となる場内の水産卸売・仲卸事業者の構成や、冷蔵保管需要の変化を着実に予測しながら、適度な比率で場外事業者との取引を継続することは、法人の安定的な経営を維持するために必要であると考えています。 ・現在の場外事業者の利用動向を分析する中で、市場内の冷蔵倉庫であっても、周囲に大型冷蔵倉庫がない立地環境を活かして、場外事業者からの需要を獲得することについては、一定のポテンシャルがあると考えており、既存顧客への聞き取りによりニーズの的確な把握に努めるマーケティングの実施など、引き続き、顧客獲得の方法を検討しています。
-----------------------------	---	--

<p>川崎市シルバー人材センターのシルバー人材センター受託事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターの登録年齢は60歳からということだが、定年の延長や再雇用など60歳以降も必要とされる現在の求人状況を考慮したものとなっているのか。今後の検討が必要ではないか。 ・行政サービスコストが大幅に減少している理由が、事業の効率化等によるものではないと思われるが、今後の見通しについてどのようなになっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターの事業は「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」で定められ、第37条において都道府県知事から指定を受けています。高齢法における定年の下限が60歳と定められている現在、全国のシルバー人材センターでは登録年齢は60歳以上とされ、年齢の上限はありません。当センター登録会員の平均年齢は76.8歳と高齢化が進んでおり、高齢化が進む会員に対する就業環境の整備及び就業先の開拓等を進めていく必要があると認識しています。第4期基本計画において、就業の場を確保するだけでなく、就業以外の社会参加や生きがい創出のための活動の場の確保についても検討し、高齢者の多様なニーズに対応できる組織になるよう努めてまいります。 ・行政サービスコストにおける市委託料は、センターにおける委任・請負業務であり、12%の事務費を除いた額は全て就業会員へ支払う配分金となります。令和5年度及び令和6年度では市大型受注の契約終了に伴い、委託料は大きく減少していますが、今後においては、新規受注の開拓等を着実にを行い、企業・公共等の受注拡大を図ってまいりたいと考えます。
---	---	---

<p>川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同協会の事業対象者は、障害のある方が多いと思われる中で、高齢者や基礎疾患を理由に目標が達成（事業に参加）できなかったとなっているが、それではいつまでも事業が推進されないのではないか。なぜ参加できないのか、またその対応策を深堀りして検討する必要があるのではないか。むしろ、これからを見据えた場合、高齢者や障害者など対象が増える可能性がある中で、きちんとした現状分析が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活訓練等事業は、以前から参加者のうちリピーターの方が占める割合が多く、この方々が高齢化や障害の重度化により外出のハードルが高くなり、本事業への参加が難しくなったことが、参加者数の伸び悩みの主たる要因と考えています。 ・このことを踏まえ、今後の事業推進にあたっては、リピーターや高齢者だけでなく、若い年代など新たな層の獲得が必要であると認識していますので、若い年代も参加しやすい体制や興味をもってもらえる内容などの検討と併せて、他の機関や共催団体とも連携し、新しいアプローチ方法の模索に取り組みたいと考えています。 ・また、生活訓練等事業については、障害別に教室を開催しており、参加者数を伸ばしている教室もあることから、取組の好事例を他の教室開催に横展開を行うなど、参加者増へつなげるよう、実施内容の改善に取り組みます。
-----------------------------------	---	---

<p>川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指標 1 の生活訓練等事業への参加者数は、実績は横ばいないし減少傾向にあるところ、令和 7 年度の目標値に変更はないが、現実的に実現可能性はあるのか。 ・指標 2 のスポーツ大会等への参加者数は、令和 6 年度目標をクリアしているが、令和 5 年度実績を下回っている。また、すでに令和 7 年度目標を上回っていることから、協会の取組み（思惑）と目標・実績が連動していないようにも見受けられるが、どのように考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指標 1 の生活訓練等事業への参加者数についてですが、令和 7 年度の目標値が 3,800 人に対し、直近令和 6 年度の実績値は 1,844 人となっています。参加しやすい企画の実施など、多くの方が参加いただけるように取り組んでおり、複数の企画で、令和 5 年度から参加者数の増加に繋がりました。しかしながら、令和 6 年度の実績値と令和 7 年度の目標値の乖離幅から現状では目標値を達成することは難しいと考えており、現状の分析と今後の取組を検討するため、改めて共催団体とともにニーズの把握を行ってまいります。 ・指標 2 のスポーツ大会等への参加者数についてですが、自由参加のイベントなどにおいては、天候により影響されることもあることから、実績を予見しづらい面があります。 ・令和 5 年度に対し令和 6 年度の参加者数が減少している主な理由は、令和 5 年度の市民祭りにおいては、体験系のブースの出展は本会のみでしたが、令和 6 年度は、例年どおり複数の出展者があり、参加者が分散したことにより 1,600 人から 1,300 人になったと分析しています。
-----------------------------------	--	--

<p>川崎市公園緑地協会の緑のボランティア事業について</p>	<p>・等々力緑地の PFI 事業で失った収入を取り返す手段として、具体的にどのような取組を実施しているのか。また、今後の対応等について、どのように考えているのか。</p>	<p>・令和 5 年度以降、協会の経営の健全化のための組織体制の構築に向けた検証を行い、市と協会で協議を重ね、事業の見直しと効率化を図りながら、収益確保に向け取組を進めてきました。</p> <p>・令和 6 年度には、駐車場運営の効率化や新規駐車場調査の検討を行うとともに、自動販売機の設置拡充の推進、キッチンカーなどの活用と拡充などを進め、また、緑関係施設の指定管理事業の受注、持続的な協働の取組に向けた中間支援等業務委託のプロポーザルへの応募にも積極的に取り組み、みどりの専門知識を有した新規プロパー職員 2 名を採用するなど、効率的な組織体制を整備しながら事業拡充を図ってまいりました。</p> <p>・一方で、現状も赤字経営が続いている状況を踏まえ、収益のさらなる確保に向けて、今後の対応として、プロポーザルへの応募のほか、川崎市 PPP プラットフォームセミナーの参加を通じて情報収集と職員のスキルアップを図り、新規事業獲得に努めるとともに、新規駐車場の調査や自動販売機の設置に向けた各区地域への営業を実施するなど、持続可能な協会運営を目指してまいります。</p> <p>・なお、令和 6 年度に開催された全国都市緑化かわさきフェアのレガシーとなるグリーンコミュニティの形成における重要な中間</p>
---------------------------------	--	---

		<p>支援事業者としての参入を目指しており、これまで協会が培ってきた地域住民や市民ボランティアとの信頼関係は、グリーンコミュニティの形成における大きな財産であることから、こういった強みを生かし、新たな収益の確保に向けても取組を進めてまいります。</p>
<p>川崎臨港倉庫埠頭のコンテナターミナル管理運営事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目標と実績の乖離が大きい中で、目標値、また目標値の設定についてどのように考えているのか。 ・しっかりとした原因分析を行ったうえではあるが、出資法人の連携・活用という観点では、到底達成できない目標を追い続けることは現実的ではないのであれば、例えば次期方針の検討にあたっては、法人がマネジメントできる指標を設定するということも必要なのではないか。 ・また、市として20万TEUを目標と掲げるのであれば、達成に向けたロードマップはきちんと考えていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値の設定については、コンテナ取扱貨物量が令和2年度までの間、10年連続で増加し、同年度には過去最高の16万TEUを記録したため、令和4年度以降、毎年1万TEU増加させることで、官民目標である令和7年度までに20万TEUの目標を達成するという考え方によるものです。一方で、令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症を発端とする世界的な物流の混乱により、川崎港においては、船社による航路スケジュールの変更や貨物集約化の影響を受け、コンテナ取扱貨物量は令和5年度まで減少しています。令和6年度においては、対前年度比で貨物量が僅かに増加に転じていますので、過去最高の取扱量であった16万TEUの水準まで貨物量を回復させ、さらに官民目標である令和11年度までに貨物量20万TEUの達成に向け、引き続き官民一体となってポートセールス等に取り組む必要がある点に変わりがないことから、現方針期間中において、目標値の修正は行わないこととします。

		<ul style="list-style-type: none">・一方で、社会状況の変化に拠るところが大きいものの、目標値と実績値の乖離が著しい状況が続いている状況を踏まえ、次期方針の策定に向けて、法人がマネジメントできるような指標設定について検討を進めます。・また、コンテナ取扱貨物量 20 万 TEU の目標は、市が単独で掲げるものではなく、官民で構成される川崎港戦略港湾推進協議会において掲げているものです。ポートセールスの活動方針については、同協議会において各年度で国内外のターゲット・エリアを選定し計画的にポートセールス活動を行っています。目標達成に向けて、まずは、協議会の方針に沿ってポートセールス活動を推進し、過去最高の取扱貨物量となった令和 2 年の水準までに回復させるとともに、令和 6 年度からのコンテナ貨物補助制度のトライアル事業の新設、今後の扇町地区への大手荷主の物流倉庫の建設予定及び臨港道路東扇島水江町線の完成予定などを好要因として、川崎港の利便性等が向上することを PR し、更なる貨物量増加のため、新規顧客の獲得や既存顧客へのフォローアップ、喪失顧客の再獲得に向けて官民一体となって取り組んでいきます。
--	--	--

<p>川崎臨港倉庫埠頭のコンテナターミナル管理運営事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「世界的なサプライチェーンの混乱や、中東地域の情勢等の影響を受け」など目標未達の理由について、世界経済状況等の外的な要因との記載があるが、こうした外的要因が収まれば「コンテナ取扱貨物量」は回復すると考えているのか。また、法人としてできることを着実にやっていく必要があると考えるが、ポートセールスも含めどのようなことに取り組めるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症を発端とする世界的な物流の混乱により、川崎港においては、船社による航路スケジュールの変更や貨物集約化の影響を受け、コンテナ取扱貨物量が令和5年度まで減少していたところですが、川崎港の利便性をPRすべく、官民で連携したポートセールス活動を継続的に行い、令和6年度は貨物量が対前年度比で僅かに増加に転じたところです。なお、新型コロナウイルス感染症がもたらした船社による航路スケジュールの調整や貨物量の多い港湾への貨物の集約化の影響等は、貨物量減少の要因となった新型コロナ感染症が収束した後も、一度定着した輸送ルートを改めて川崎港揚げに戻すことは容易ではありません。 ・これまでの継続的なポートセールス活動において、川崎港の利便性をPRしてきた中で、その成果として、令和7年6月には川崎港と釜山港を結ぶ新たなコンテナ定期航路が開設されたところであり、今後、釜山港経由で北米や欧州をはじめとする世界の主要港と川崎港が結ばれることから、これまで獲得ができなかった新たな荷主の獲得が見込まれます。 ・そのほか、貨物量増加につながる動きとしては、今後の扇町地区への大手荷主の物流倉庫の建設予定及び臨港道路東扇島水江町
-------------------------------------	---	--

		<p>線の完成予定などがあり、これらを好要因として、川崎港の利便性等が向上することをPRし、新規顧客の獲得や既存顧客へのフォローアップ、喪失顧客の再獲得に向けて官民一体となって取り組んでまいります。</p>
<p>川崎市消防防災指導公社の防火防災及び救急に関する普及啓発事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民救命士等の養成者数についても、達成できない理由を深掘りする必要がある。 ・目標値の設定の仕方として、しっかりとした分析の結果、真に達成できない理由があるのであれば、率など目標設定の工夫する必要があるのではないのか。 ・事業に必要な募集人員が確保できず結果的に事業収益が改善したとなっているが、法人の将来の経営を見据えた場合、（表面的、会計的な観点より）根本的な解決にはつながらないのではないのか。 ・昨今重要性が増している防災関係KPIの目標が軒並み未達。目標は適正であったのか。 ・地震体験の入札不調等とはどのようなも 	<ul style="list-style-type: none"> ・指標1の「救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合」について、コロナ禍などの社会変容があったことから、他者との身体的接触に対する市民の心理的負担の増加などが未達要因の一つとして想定できますが、その他にも様々な要因が影響している可能性も考えられますので、実施割合の向上に向けては、まず、市民救命士等を1人でも多く養成していくことが重要であると認識しています。 ・指標2の「市民救命士等の養成者数」については、令和3年度から指標としており、公社への業務委託前の実績値（各消防署8署で同事業を実施していた際の養成者数）等を踏まえて目標値を設定しましたが、事業に携わる人員がはるかに多い状況においての実績値でしたので、現状の消防指導公社の体制に照らすと、目標値としては高い設定であったと認識しています。 ・一方で、両指標ともに、目標未達が続いているものの、令和4年度から実績値は毎年増加していることを踏まえ、引き続き多様

	<p>のか。その原因分析はできているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務的にはまだ問題は大きくはないが、それよりも活動目標を目指すだけの経営資源が投入できていないのではないか。 	<p>な市民ニーズに応えられるよう、効率的・効果的な講習の実施形式等を検討し、市民救命士等の養成に努めるとともに、次期「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定に向けて、適切な目標値設定についても併せて検討したいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標3の「地震体験車の利用者数」については、令和4年度及び令和5年度は目標を大きく上回っていましたが、令和6年度は契約時期が遅れたことが影響し、令和6年度は目標未達になったものと考えています。なお、令和7年度は4月から契約しており、目標は達成できるものと考えており、目標は適正であると認識しています。 ・上記契約時期の遅れの詳細としては、地震体験車の派遣を伴う消防訓練委託事業について、前年度までの実績により適切に積算した上で一般競争入札を実施しましたが、予定価格超過のため不調となったものです。なお、入札不調となった原因につきましては、入札事業者の人件費増加等によるものと分析しています。当該事業については平成27年度から一般競争入札を実施していますが、令和6年度においては、当初入札参加意志を表明した事業者が、公社以外にも1社あったものの、同社については人員確保が困難であるという理由で、入札直前に辞退したことから、仕様
--	---	--

		<p>書に定める人員配置等に対応できる業者が公社以外に存在しないため、随意契約締結について検討し、令和6年9月、契約締結に至っています。令和7年度につきましては4月から随意契約方式により契約を締結しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・消防指導公社の人員確保についてですが、人員が確保できないことにより事業自体の実施も危ぶまれてくると認識していますので、人材確保、人材流出防止も含め、経営改善に向け、公益目的事業としての適正収支の確保、収益性の向上、職員の処遇改善について市と公社で連携し、取り組みます。・経営資源については、御指摘のとおり、目標を達成するための人員が足りず、人員確保及び人材流出防止について課題であると認識しています。市と公社で連携し、改善できるよう取り組みます。
--	--	--

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
<p>川崎市文化財団の自立性の確保について</p>	<p>・法人コメントでは「物価高騰等の社会状況の影響などにより支出が増えた」とあるが、令和5年度取組評価では、人件費や物価高騰のほか、特にミュージア川崎シンフォニーホールの主催事業は円安の影響も受けたとされているが、引き続き影響はあったのか。引き続き影響があった場合には、例えば、海外オーケストラの招聘公演のような取組は、大人数の渡航費・滞在費など為替や物価変動によるリスクが大きいと考えられるが、仲介あっせんを行う事業者などの関係主体とは適切なリスク分担がなされているのか。また、その分担について、見直しの余地があるのか。</p>	<p>・令和6年度に開催した海外オーケストラ2公演についても、前回開催（平成30年度及び令和元年度）と比較すると、委託金額は15～30%程度上昇しており、渡航費等を含む為替レートの影響を受けていると考えます。</p> <p>・リスク分担については、オーケストラにより出演料が異なる中で、公演予定の数年前からスケジュール、公演内容の調整等を行っており、高額な出演料を要する著名なオーケストラの公演をはじめとして、この先の社会情勢を見据え、上昇金額を考慮しながら契約限度額を設定し、適正なリスク分担となるよう招聘元と調整し、契約しています。</p> <p>・また、現在の契約上、リスク分担については、「不可抗力のため実施不可能になった場合には協議」としていますが、物価変動に関しては、特に明記されていません。しかしながら、社会状況の影響を更に大きく受けると想定される場合については、リスク分担のあり方も含めて、今後も、招聘元とも慎重に協議を重ねていきます。</p>

<p>川崎市文化財団の自立性の確保について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指標2「一般正味財産額」の目標未達、また前年度からの減少（今年度赤字計上）は、収入増を上回る経費増（物価高騰や円安の影響）によるものということだが、増収努力は素晴らしいものの、収支改善に向けて想定している具体的な取組などの方策の有無を確認したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍以降、映画業界の観客は8割程度までしか回復しておらず、指定管理施設のアートセンターも同様の状況となっています。劇場はこれまで定期的に劇場を借りていただいた団体が都内に移転したことなどにより貸館収入が減少しました。令和6年度は大幅な減収となったことから、令和7年6月に経営改善計画を策定し、財政の再建、集客及び認知度の向上の3本を柱にすえ、改善に向けた取組を進めます。具体的には、映像館においては、これまで休映日としていた月曜日の上映や、劇場の公演や貸館がない日における、劇場での映画上映などにより増収を図るほか、演劇の制作に伴う人件費の高騰から可能な限り内製化を図り経費の削減などの取組を令和7年7月から行うこととしました。 ・音楽ホール等を兼ね備えたミュージアム川崎シンフォニーホールについては、引き続き、入場料収入及び施設利用料収入等の確保の他、主催事業等を含む委託費の精査、効果的・効率的な事業執行、デジタル化等による諸経費の削減等、利用者へのサービス提供や満足度を妨げない範囲での支出削減に向けて取り組んでいます。
---------------------------	--	---

<p>川崎市スポーツ協会の収益性の確保について</p>	<p>・かわさき多摩川マラソンの申込数増加により収入が増加した一方で、物価高騰等の影響により、赤字決算となり正味財産額が減少したということだが、具体的にどの点に物価高騰等の影響があったのか。マラソン参加料の改定も含めて、法人全体の収益構造の改善に向けた取組を検討すべきと考えるが、具体的な取組イメージがあるか確認したい。</p>	<p>・物価高騰等の影響としては、各種事業の実施に伴う、消耗品費・委託費・雑費などが増加したこともあり、赤字決算となったところでは。</p> <p>・収益構造の改善に向けた取組として、現在指定管理を受けている施設について継続して指定が受けられるよう、代表企業・構成企業と連携し取り組むとともに、市内の団体・企業等に新たな賛助会員・寄付金等を獲得するための引き続きの働きかけや、令和7年度から一部教室・イベント参加料の値上げを実施します。</p> <p>・なお、かわさき多摩川マラソンの参加料について、令和6年度は参加者の増加もあり事業単体で収支均衡したため、改定は見送りました。</p>
<p>川崎市スポーツ協会の収益性の確保について</p>	<p>・大きな赤字計上ではないが、目標は未達とのこと。スポーツ教室値上げや参加料の改定等増収努力の跡は見られるが、事業性を確保するのは難しいのではないか。収支改善に向けての今後の見通しについて確認したい。</p>	<p>・本市施策推進に向けた事業取組「川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業」における市の見解と同様になります。(P10掲載)</p>
<p>川崎冷蔵の自立的・安定的な経営の実施について</p>	<p>・一部顧客への利用料金の値上げにより、経営面で改善されたと思われるが、場内事業者への利用料金への見直しの実施の見通しについて、その取組効果を踏まえどのよ</p>	<p>・本市施策推進に向けた事業取組「川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業」における市の見解と同様になります。(P10掲載)</p>

	うに考えているのか。	
川崎冷蔵の自立的・安定的な経営の実施について	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱量や稼働率の目標未達が続く中（特に北部市場水産物部の取扱量が減は顕著）で、長期借入金の完済や市への減免申請の取り止めといった経営健全化に向けた取組の効果は認められる一方、今後の実績値向上に向けては、場外事業者の利用増加など着実な取組の推進をしながらも経費の削減に努めるとのことであるが、現体制の維持を前提としているのであれば、簡単な話ではないのでは。 ・将来の市場機能更新に係る対応の前提となるそもそもの市場機能のあり方も見据え、経常利益の確保が必須となる中で、今後の取組の実現性についてどのように考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市施策推進に向けた事業取組「川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業」における市の見解と同様になります。（P11 掲載）
川崎未来エネルギーの収益性の確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者との協議の開始など、当初計上していなかった費用が発生したことで一般管理費が計画を上回ったとのことだが、 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者への電力供給については、事業拡大期である令和9年度からの実施を予定していましたが、市内の事業者から電力を供給できないか数多くの相談を受けたことから、今後の事業拡大

	<p>想定していなかった事項なのか、要因発生の理由と今後の見込みについてどのように考えているのか。</p> <p>・未来エネルギーの取組としては、パートナー事業者との事業だけでなく、広く市域に再エネを普及していく事業が必要と考えているが今後の取組はどのように展開されていくのか。</p>	<p>を見据えて、川崎未来エネルギーは民間事業者との協業を開始し、ヤマト運輸等との契約を締結しました。今後についても、市内需要家からの再エネ導入の相談があった場合は、廃棄物発電の調達計画や新しい民間事業者の需要量を精緻にシミュレーションするとともに、必要経費を計上する中でもコストダウンを意識するなどして、収益性を確保していきます。</p> <p>・今後、地域への再エネ普及等を促進していくため、民間事業者への再エネ小売電気事業のほか、市内民間施設へのP P Aモデルの導入といった電源開発や、市内の需要家に対するエネルギーマネジメントについて、社会動向や技術動向を踏まえた検討を行っていきます。</p>
<p>川崎未来エネルギーの収益性の確保について</p>	<p>・指標2の達成は需給管理の適正性を、指標4の目標を大幅クリアは資金計画の精査の的確性を表しているものと思料する。</p> <p>・指標1の経常損益、指標3の営業利益比率は、目標と実績の状況を踏まえると、令和7年度目標は現実的に達成可能なのか。その根拠は。</p>	<p>・令和6年度については、余剰電力収入が計画を下回ったことにより営業収益が当初計画より減少したこと及び民間事業者との協議の開始など、当初計上していなかった費用が発生したことで一般管理費が計画を上回ったことにより、経常損益及び営業利益比率は目標値を下回りました。</p> <p>・令和7年度については、公共施設への供給量の増やヤマト運輸のほか、新たに、川崎信用金庫の高津支店と梶ヶ谷支店にも電力を供給するなど、小売の需要量が増えたことで、令和7年度の指</p>

		<p>標に達するものと考えています。</p>
<p>川崎未来エナジーの収益性の確保について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財務的な問題はまだ大した問題ではないと思われるが、この法人の存在意義を鑑みて、市の廃棄物発電以外の再エネ電力調達はどうだったのか（市場内外、市域内外など）。その努力の評価はいかがか。また、その調達単価はどうだったのか。 ・「民間との協議など計画以上の事業を開始したことによる新たな経費」とはどのようなものか。 ・エネルギープラットフォームとして、エネルギーマネジメントの成果はどのようなものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市域への再エネ電力供給量 98.64Gwhのうち、廃棄物発電が 89.06Gwh、市場からの調達が 9.58Gwh となっており、廃棄物発電と市場からの調達で事業運営を行いました。なお、令和6年度は相対電源においても、市域内・市域外から電力を調達していません。市場外や市場調達比率について、月毎に需要と供給のバランスを見ながら年間を通じて10%以内に抑えられたことから、適切に需給管理が行えたと考えています。 ・今後の事業拡大にあたっては、市廃棄物発電のほか、相対電源等の電源調達も見据えた事業運営を図っていきます。なお、不足する電力は市場から調達していますが、市場の約定価格は季節要因などにより変動しますが、令和6年度平均は 12.29 円/kWh（JEPX：日本卸電力取引所）であり、想定範囲内であると考えています。 ・民間との協議を開始したことによる新たな経費については、川崎未来エナジーから電力を供給できないか数多くの相談を受け、今後の事業拡大を見据えて、民間事業者との協業を開始したことから、業務量増加に伴う人員の増強や、民間営業費用などが必要となりました。

		<p>・川崎未来エナジーは、地域エネルギープラットフォームの中心的な役割を担うこととなっており、令和6年度については、関係団体の会議や市関係会議への出席、講演等を行い、市域への再エネ普及を目的としたプロジェクト組成に向けて、市内事業者等とのネットワークづくりに努めました。エネルギーマネジメントについては、市内の需要家に対する太陽光発電設備や蓄電池設置の促進等の事例を踏まえ、社会動向や技術動向などを踏まえた検討を行いました。</p>
<p>みぞのくち新都市の財務状況維持について</p>	<p>・事業は長期化しているが、今期は19百万円の赤字とのこと。テナントリーシング能力はあるのか。テナント家賃の値上げは検討されているのか。</p> <p>・そもそもの存在意義は薄れていないのか。</p>	<p>・令和6年度は、当初から余剰金を活用した戦略的な設備投資のために50,650千円の赤字予算を組んでいた中で、集客力の高い隣接テナントを拡大することとするなど、お客様ニーズ、消費動向等の適切な分析を今回のリーシングに反映させることによって、増収減益（5,699千円の増収、18,504千円の減益）となり赤字幅を縮小した状況です。ついては、赤字理由はリーシング（売上高）によるものではなく、丸井のノウハウも活用しながら適切にリーシングが実施されています。テナントの更新時において、運営状況等を踏まえ、賃料を含めた協議を行っております。なお、当面の投資期間の終了目途となる令和12（2030）年度以降は黒字化される見通しであり、その間も、毎年、投資計画のローリングを行</p>

		<p>うなど、適切に収支バランスをコントロールしていきます。</p> <p>・法人の運営にあたっては、川崎市・地元権利者・丸井の三社の総意を運営の基本としています。健全なテナントの選定や賃料の徴収、権利者で組織する共有者組合との調整などを行いながら、単なる利益追求ではなく、キーテナントである丸井と再開発以前から溝口で商売をされ、再開発ビルに出店された方、地元の再開発権利者などとの間に立ち、事業の継続性と中立性を維持するなどの役割を期待されています。現に、地域貢献事業として各種イベントの実施や、市の施策に準じた環境対策にも積極的に取り組んでおり、本市としても、今後も引き続き、溝口駅周辺の地域の活性化に向け一定の関与が必要と考えています。</p>
<p>川崎市公園緑地協会の運営の自立性の向上について</p>	<p>・PFI事業に伴い失った収入を取り返す手段として、新たな指定管理の受託や自販機設置等の取組を進めていると思われるが、なくなった収入を取り返すだけの工夫として充分と考えられるのか。この間の取組として検討されてきている事項はどのようなものがあるのか。</p>	<p>・本市施策推進に向けた事業取組「川崎市公園緑地協会の緑のボランティア事業」における市の見解と同様になります（P15、16掲載）。</p>

<p>川崎市消防防災指導公社の経営の健全化について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民救命士等の養成者数についても、達成できない理由を深掘りする必要がある。 ・目標値の設定の仕方として、しっかりとした分析の結果、真に達成できない理由があるのであれば、率など目標設定の工夫する必要があるのではないのか。 ・事業に必要な募集人員が確保できず結果的に事業収益が改善したとなっているが、法人の将来の経営を見据えた場合、（表面的、会計的な観点より）根本的な解決にはつながらないのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市施策推進に向けた事業取組「川崎市消防防災指導公社の防火防災及び救急に関する普及啓発事業」における市の見解と同様になります（P 19～21 掲載）。
<p>川崎市消防防災指導公社の経営の健全化について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経常収支比率は目標未達で正味財産も逓減しており、経営状態に課題があると考えられるが、改善に向けて、原因分析、今後の見通し、また具体的な方策をどのように考えているか確認したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京湾アクアラインの消防活動に係る車両及び資機材の保守管理業務については協定満了である 2037 年までの契約金を一括受領しており、取り崩していることから、正味財産の逓減については想定しているところです。しかしながら管理部門に係る経費に対する収入が不足していることや昨今の物価高騰による経常費用増加により経常収支比率は 100%を下回っており、経営状況は依然として厳しい状況と言わざるを得ません。 ・公社が実施する事業はいずれも市民ニーズが高いと認識してい

		ますので、必要な人員の確保と併せ、管理の効率化による経費見直しや物価上昇に応じた収入増加の取組等により、経営改善に繋がっていきたいと考えており、市と公社で連携し、改善できるよう取り組んでいきます。
--	--	--

- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解
意見等特になし。

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔 (会長)	関東学院大学 法学部 学部長・教授
出雲 明子	明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 専任教授
内海 麻利	駒澤大学 法学部 学部長・教授
藏田 幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 国際 PPP 研究所 リサーチパートナー 千葉商科大学 総合政策学部 准教授
黒石 匡昭	PA パートナーズ株式会社 代表取締役／公認会計士

(2) 審議経過

- ・ 第 1 回委員会

令和 7 年 6 月 30 日 (月) 川崎市役所本庁舎 3 階 302 会議室

- ・ 第 2 回委員会

令和 7 年 7 月 28 日 (月) 川崎市役所本庁舎 2 階 204 会議室

WEB 併用会議にて開催